



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年3月10日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	同日、同眼に、「硝子体内注射」と「テノン氏嚢内注射」の手技料の併算定は原則として認められる。	G016 硝子体内注射は、薬効成分を眼球内部(硝子体腔)に直接注入する治療法であり、細い針を用いて眼球内へ注射する行為である。一方、G015 テノン嚢下注射は、テノン嚢と強膜の間に専用の鈍針(テノン嚢下針)を用いて薬剤を投与方法である。 以上のように、両者は手技の内容が異なるため、同日・同眼における「硝子体内注射」と「テノン氏嚢内注射」の手技料の併算定は、原則として認められると判断した。	適用年月 令和8年6月診療分

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

外科・混合審査室小児・産婦人科審査課(TEL:092-688-8462) (吉田)